

所 役 場
行 町 者
岡 垣 任 守
貴 任 庄
岡垣町長 辻 守 莊

同和問題を 解決しよう (1)

同和問題とは

日本歴史の途中で、政治的な意図によって身分差別がされ、そのため日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、現在でもなお基本的人権が侵害され、市民の権利である、就職とか教育などの自由が、完全に保障されていないという、もっとも深刻で、重大な社会問題を同和問題という。

基本的人権

日本国民は、日本国憲法によって基本的人権が保障されている。日本国憲法第十一条には「国民はすべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。」と規定している。

基本的人権というものは、人間が人間として生れながらにしてもっているもので、日本国憲法は明文で規定している。

基本的人権は、国民が人間として生活し、活動するため、一人残らず享有できるものであり、また

この権利は、人種、信条、性別、社会的身分または、門地によって差別されないものである。

また基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在の国民ばかりでなく、将来の国民にも与えられている。

差 別

しかし、この日本国憲法下の社会で、現実には今なお差別が存在し、同和地区の人達は、基本的人権を侵害されている。同和地区の人達がどんな差別をうけているかは、同和对策審議会答申にも述べられているし、事例はいろいろ発表するとして、われわれの身近なところにも深く目をむけてみると差別は社会のなかに多種多様に潜在していることがわかる。

目ごろ「わたしは差別心なんかもっていない」といっている大多数の人が、結婚などの場合、自分の心のなかに潜んでいる差別心が表面に出てくる。就職の場合でも同様。

こんな偏見による差別が、いかに深く深いか。

同和問題ほど深刻で重大な社会問題はなく、このことは、絶体に

解決しなければならぬ課題である。同和对策審議会答申にも述べられているように、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる問題で、このまゝ放っておくことは断じて許されない問題である。

オールロマンズ事件

昭和二十六年京都で「オールロマンズ事件」というのが起った。なんとなく恋愛事件のような件名だが、「オールロマンズ」という雑誌に、ある部落のことをひどく差別的に書いた小説がのった。この小説の作者は、京都市役所の職員で、内容は市内の部落を舞台にして、ドロドロの密造や売春婦、ぐれん隊などを部落の人としてとりあつかい、それに恋愛をおりこんだものだった。

そこで部落解放同盟の前身の部落解放全国委員会京都市連がこの問題に取り組んだ。

当時の京都市長は、この小説の作者京都市役所の衛生局の職員を「戒免職」にして、問題の解決を図った。解放委員会はその処分には反対した。

そして最終的には、全隊長が集められ、京都市の大きな地図が広げられ話し合いがもたれた。

差別の地図

「今からたずねることを、回答はいらないから、地図の上に○印をつけてくれ」ということで、い

とどいたら、まず、とじま、う

○

ろいろな質問が出された。

京都市の中で一番道路事情の悪い所はどこか。ひと雨ふるとすぐドロンコになり、水はけが悪く、いつもジメジメしている所はどこか。生活保護世帯の一番多いのはどこか。長欠や不就学児の一番多いのはどこか。伝染病の発生が一番多い所はどこか。不良住宅の密集している地域はどこか。火事が起ったとき消防車のはいれない道路はどこかと、次つぎに質問し、その個所に○印がつけられた。その結果、○印の集ったところは、京都市長も「同和地区、未解放部落です」と答えざるを得なかった。

差別というのは単なる観念ではない。生活の劣悪な実態がそのまま放ったらかされているところと差別であるということが、明らかになった。差別は生活そのものの中にあることをはっきりさせたのが、「オールロマンズ事件」だった。

公民館



まつくい虫のへり防除

昨年のまつくい虫による被害は例年になく甚大なものであり、その被害は、民有林のみならず最近では屋敷内の庭松にまで及んでいます。すでに御存知のこととは思いますが、まつくい虫とは従来マツノマダラカミキリ、ゾウムシ類等そのものがそう呼ばれていました。が、近年その正体はマツノマダラカミキリに媒介しているマツノザイセンチュウという長さが僅か一ミリ足らずの微生物であることが判明しました。

マダラカミキリの食害した箇所より樹木内に侵入し数日後には異常繁殖をして松を枯死させます。ザイセンチュウはその樹木内で越冬し、マダラカミキリの羽化時期である五月中旬～六月下旬にカミキリに付着してさらに活動範囲を広げます。マダラカミキリ一匹に平均一万五千匹のザイセンチュウが付着しており、その繁殖力を考えるとその数はとてつもない数字になります。

現在の岡垣町を見渡していただければお解りになると思いますが西日本唯一を誇る玄海国立公園にかかる三里松原も毎年被害は激化する一方、農民の塩害に対する恐怖、景勝地としての美観を損ねる

等我々の気づかぬ小さな問題から生活に密着した問題まで多々あります。現在三里松原内には町上水道水源地もあり、樹木を失なうことは大きな損害です。樹木の中で一番塩に強いのは松であり、また育ちの良い強健木です。

しかしこのままの状態ではあの広大な三里松原でさえも松の全滅は必至です。そこで今年福岡県に於て発足されたのが松喰虫防除推進協議会であり、それを基盤にまつくい虫防除を徹底したいという意向です。当協議会の第一の事業として計画されたのがまつくい虫防除事業の実施です。あらゆる事業に必要な事は関係地区の協力と認識でありこの事業についても同様です。

さて、ここでまつくい虫防除事業の概略を説明しましょう。組織形態は国、県、市町村、森林組合となっておりこれら関係団体で組織されています。

では実施要領について
時期は最適期とされているマダラカミキリ羽化期の五月上旬より六月下旬まで2回散布します。
2回散布するのは効力の持続性を延ばすためであり、より一層の効果が期待されます。

薬剤は毒性の殆んどないものを使用します。

散布の時間帯等は早朝の無風時を適時とし、午前五時頃より九時まで約四時間程度。これが二日間と続きます。もちろん二日間というのは一回散布ですので完全散布には四日間かかります。

短期間、短時間に終了する事が理想とされますが、岡垣町内だけで四百ヘクタールの大面積を抱えヘリコプター三機導入を考えても二日間はかかりません。

さて住民の皆様方にお願しいなければならぬのは、①窓の閉鎖 ②松林への立入禁止 ③幼児児童、生徒の通園、通学は集団で

予防接種は、正しい知識に基づいて受けましょう

次の表は、法律で定める予防接種の時期です。よく読んで正しく守って下さい。

- ① 種痘
 - I期→生後6カ月～24カ月の間に
 - 1回接種(年に春と秋に実施)
 - II期→小学校入学前6カ月以内に1回接種。
- III期→小学校卒業前6カ月以内に1回接種。
- ② ジフテリア
 - I期→三種混合として生後3カ月～6カ月の間に、るゝ8週間の間隔をおいて2回接種。

④ 生野菜等生鮮食料はなるべく家の中に入れるように、以上の点その他薬害事故等ないように充分配慮されたうえ、松喰虫防除事業を円滑に推進できますよう御協力を願ひします。

最後に各家庭内の庭松、盆栽松等マツクイムシに侵襲される前にあらかじめ薬剤散布を行ないましょう。なお被害にかかった松をいつまでも放置しておく他の松まで被害が及びますので適切な処置をしましょう。

なお詳細は役場産業課まで御連絡下さい。 産業課

Ⅰ期→三種混合としてⅠ期終了後
1年→1年6カ月後に1回接種
(Ⅰ期Ⅱ期とも毎月実施)
Ⅱ期→小学校入学前6カ月以内に
1回接種。
Ⅲ期→小学校卒業前6カ月以内に
1回接種。

◎生ワクチン(ポリオ)

生後3カ月→18カ月の間に6週
間以上の間隔をおいて2回投与
(年に春と秋に各1回実施)。

◎BCG

30才迄にツベルクリン接種によ
って陽転する迄(夏頃実施)。

※接種時の注意事項

- 前もって朝に体温を測定する。
- 子供の健康状態をよく観察して
おく。
- 問診票は必ず正確に記入する
こと。
- 接種後30分間は安静にし、当日
は激しい運動は避けること。
- 不用意な入浴は、避けること。

(当日は入浴をしないこと)
●接種後多少の副作用(発熱・局
部の発赤・腫脹・疼痛・下痢・嘔
吐)があります。副作用にも個人
差があり、もし異常な高熱、けい
れん、局所の化膿などがあつたら
早目に医師に相談して下さい。

一番大切な事は、実施時期に必
らず予防注射を受けることです時
期を過ぎた者は、予防接種を受け
るのが非常にむづかしくなります
特に種痘、ジフテリア等は、第Ⅰ
期を受けないとその後の接種が大

変困難となります。
また、予防接種を受けた時は、
必ず持参の母子手帳に接種済印
をもらって下さい。

けしの不正

栽培の防止

美しい「けし」の中には、麻薬
の原料になる「けし」があり、許
可なく栽培することを法律(あへ
ん法)で禁止しており、違反者は
処罰されます。

キヤッチフレーズ
「確かめよ、植えてよい「けし」
わるい「けし」」
栽培するときは種苗店にたずね
て下さい。

110番

通報の推進

一 一〇番通報者は、非常にあわ
てているのが実情であります。短
時間のうちに要領よく内容を聴取
し、適切な初動措置をとるため、
次のことを重点に呼びかけますの
でそれに従ってお答えください。
(一)何がありましたか。
(二)〇〇事件(事故)です。「
」(場所はどこですか。
(三)〇〇町〇〇番地の〇〇〇方
(四)いつごろですか。
(五)〇〇時〇〇分ごろです」
わかりやすい目標を教えてください。
さい。

交通警報二号

(歩行者死亡事故多発)

- 1、横断歩道上で幼児の死亡事故
四月三日午後二時十分ごろ、芦
屋町の交差点の横断歩道を横断
中の六才になる男の子が、左折
して来た大型トラックに轢かれ
て死亡しました。
- 2、国道三号線横断中の老人事故
四月十日午前五時四十分、八幡
区則松の国道三号線で交差点近
くを横断中のおばあちゃんが、
大型ダンプカーにはねられ即死
しました。

小さい子供さんを
おもちのお母さまへ

事故が起きて、悔んでも間にあ
りません。大事なお子さんに対す
る注意を怠らないように。

(1)ごどもは、おとなのまねをしま

犯人は〇人です。黒色の普通乗
用車で〇〇の方向に逃げました
「
(7)あなたのお名前、電話番号をい
って下さい。
「〇〇町〇〇番地の〇〇〇です
」 「家の電話は〇〇局〇〇番で
す」

折屋警察所

す。まずおとなが手本を示して
下さい。

(2)ごどもの事故は、遊びの時間
(十五時～十七時)に集中してい
ます。自分のごどもがどこでど
んな遊びをしているかお母さん
方は知っていますか。

(3)運転手が悪いからと、いくら他
人のせいにしても、自分の生命
を守るのは、結局自分以外には
ありません。小さなお子さんは
お母さんが守ってあげなければ
なりません。

(4)道路で遊んでいる子供を見かけ
たら、自分の子供だけでなくよ
その子供でも注意して下さい。
(5)たとえ横断歩道でも、車がとま
るのをたしかめて渡る習慣をつ
けてください。

◎たしかめて、またたしかめて

ハイ橋筋

◎ぼくしない 道路のとびだし、
わるふざけ

お年寄りのおられる
家庭へ

(1)老人には交通ルールに無頓着な
人が多いようです。また老人は
動作が緩慢です。このことが、
老人の交通事故を多くしていま
す。

(2)道路を横断するときが一番危険
です。多少遅廻りでも横断歩道
や信号機のあるところを、横断
するようにしてください。

また、手をあげて、左右の車が
停るのをたしかめて横断するよ
うにしてください。急がば廻れ
あわてると死がまっています。
(3)おとしよりが居られる家庭では
交通ルールを教しえるだけでな
く、外出は家庭同伴でするよう
に心がけて下さい。

運転者のみなさんへ

(1)歩行者は運転手の方々のよう
に、交通ルールを知りません。
とくに子供老人は、赤信号と思
って下さい。

(2)一旦事故を起すと、被害者は
勿論、加害者は経済的、精神的
に事実上の被害者となります。
交通事故を起さなければ

に暗い一生を送らなければなりません。

(3) 一分一秒をあらそい、交通事故の危険をおかしてまで走らなければならぬ用件はこの世に存在しません。

安全運転に心がけ、とくに交差点、横断歩道付近では細心の

鉄道の事故をなくす運動

線路での遊びや横断は非常に危険です。次のことに留意しましょう。

踏切では

踏切では、かならずとまって列車が来ないことを確かめてからわたりましょう。

1、赤いランプを見て、耳で警報を聞いてください。

2、列車が通り過ぎててもチョット待ってください。複線では列車のかけから別の列車がそこに来ていることがあります。

3、お子さんたちの自転車乗りが流行しています。

踏切ではかならず「とまる」習慣を身につけましょう。

またとまる位置が悪く列車にぶれてけがをされたりなくなつた方がおられます。

4、踏切では「エンスト」した場合など、列車に事故を知らせる

注意をお願いします。

◎せまい日本

そんなに急いでどこへ行く

折尾警察署

「非常ボタン」(赤い鉄箱)があります。お子さんがいたずらでボタンを押して列車をとめたことがあります。

十分に注意ください

線路では

近道でも線路や鉄橋は歩かないでください。

1、昨年一年間で一四名の方がなくなり九名の方がけがをしました。

2、お子さんをつれたお母さんは特にご注意ください。子供さんがまねをします。

ルールに石など置かないでください。

1、お子さんが石を置いたため列車が脱線して一千万円の損害賠償を請求された事例があります。それにもまして、あなたのアナタの大切なお子さんが危険

なのです。

2、線路の中を歩いているお母さんのうしろからお子さんがバラス(小石)をレールの上にならべたことがあります。

3、ナイフなどをつくるためくきなどを置くことがあります。

走る列車に石など投げないでください。

お客さまがケガを

します。

1、昨年は七件発生しています。空気銃やこむ銃を線路の方に向けないでください。

小倉第一鉄道公安室

北九州市小倉区浅野

一丁目一番一

TEL〇九三(五二一)

〇四五〇

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄付

一、上海老津区故大塚利殿 68才
昭和48年3月23日死亡
大塚雅美殿より

一、山田区故井土マツエ殿 83才
昭和48年3月30日死亡

井土成徳殿より

一、上高倉区故安部太壯殿 86才
昭和48年4月7日死亡

安部 淳殿より

一、糠塚区故野田友治殿 38才
昭和48年4月15日死亡

野田 覚殿より

一、頁分丘区故渡部好一殿 41才
昭和48年4月14日死亡

渡部久子殿より

一、戸切区故石田治三殿 77才
昭和48年5月1日死亡

石田信男殿より

一、野間区故白石雅雄殿 68才
昭和48年4月25日死亡

白石宗光殿より

一、吉木区故吉富ハツエ殿 63才
昭和48年4月30日死亡

門司勇二殿より

一、山田区故石田伴作殿 82才
昭和48年5月3日死亡

石田 実殿より

一、吉木区故木田フジノ殿 77才
昭和48年5月4日死亡

木田昭次殿より

老人クラブへ 香典返しとして寄付

一、波津区故河原千太郎殿 80才
昭和48年3月2日死亡

河原ハツ子殿より

(右記5月1日号登載もれ)

一、山田区故井土マツエ殿 83才
昭和48年3月30日死亡

井土成徳殿より

一、糠塚区故野田友治殿 38才
昭和48年4月15日死亡

野田 覚殿より

一、山田区故奥田和人殿 38才
昭和48年3月14日死亡

奥田イサミ殿より

一、山田区故石田伴作殿 82才
昭和48年5月3日死亡

石田 実殿より

一、吉木区故木田フジノ殿 77才
昭和48年5月4日死亡

木田昭次殿より

老人医療受給者証の更新手続

老人医療受給者証の期限が、6月30日までとなっておりますので、6月1日より次のとおり更新手続を済ませて下さい。

一、日時 6月1日から30日まで
午前9時より午後4時まで

(土、日を除く)

一、場所 岡垣町役場民生課

一、持参品 印鑑、保険証

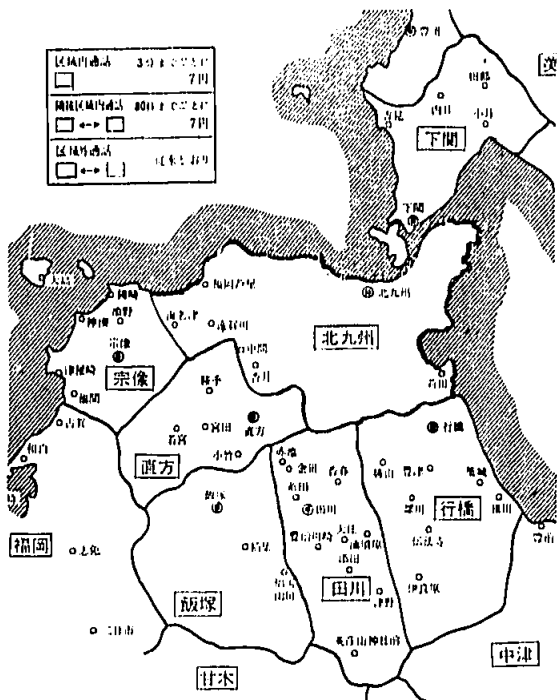
老人医療受給者証、47年分の源泉徴収票 (民生課)

(民生課)

(民生課)

「心配ごと相談所の開設場所変更のお知らせ」

五月一日の町報でお知らせしました「みんなの心配ごと相談所」の記載中、場所を岡垣町役場と指定していましたが、岡垣町中央公民館(岡垣町吉木)に変更します。



5月24日から 電話料金改正

社会生活、経済活動の範囲が広がるに当たって「市内通話区域」を拡げてほしいという要望が高くなってきました。通話料金はすべて「距離」「時間」によってきめる、すなわち「市内通話」と「市外通話」の料金の開きを少なくする制度に移行します。これを「広域時分割」といいます。

- 一、電話をかけた場合
1回7円だった市内通話も3分までごとに7円となります。長電話は、迷惑をかけることになりません。
- 二、かかって来た場合
長話しは、かかって来た相手の

料金がかさむこととなります。相手の身になって手短かに。

- 三、他の人にかかってきた電話を受けた場合
もしその人がすぐ電話に出られないときは、折り返しかけ直すようにするのがスマート。
- 四、公衆電話で3分以上通話する場合
あらかじめ10円玉を2枚以上入れておけばつづけて話ができるでも公衆電話はみんなのもの……。

調理師試験

- 左記により調理士の試験が実施されますのでお知らせします。
- 一、願書受付期間
六月十一日～六月十五日

町民体育祭成績

一、試験日 八月一日
一、発表 九月十日
詳細については遊賀保健所
予防課にお尋ね下さい。

四月二十二日に開催予定であった町民体育祭は、雨のため二十九日に開かれました。幸いに好天気の中で各プログラムを終了しました。

- (中学生の部)
一位 東松原 西嶋英彦
二位 西山田 外村
- (青年の部)
一位 三吉 藤村公男
二位 波津 刀根守
三位 糠塚 入江元和
- (一般の部)
一位 吉木 門司勇二
二位 糠塚 入江春樹
三位 戸切 中島



- 百米競争
(青年男子の部) 一位 戸切 石田光明
(青年女子の部) 一位 海老津 鷺崎八千代
(高校生の部) 一位 糠塚 二村勝俊
(中学生の部) 一位 東黒山 石田里己
(小学生の部) 一位 東黒山 吉田万里子
- 四百米競争
(青年の部) 一位 糠塚 旗生博文
(学生部の部) 一位 戸切 石田祐一
- 小学生各学区対抗リレー
一位 吉木Aチーム
二位 戸切チーム

三位 東黒山チーム
各区対抗リレー
(男子の部)

学級生募集

- 生花 小原流
一、毎週水曜九時三十分より
二、講師 岡田豊洋先生
三、月謝五百円(花代等は別)
- 生花 池坊
一、毎週金曜九時三十分より
二、講師 河野玉碧先生
三、月謝五百円(花代等は別)
- 煎茶
一、毎週水曜午後一時より
二、講師 岡田奈美江先生
三、月謝五百円(水屋料は別)
- 料理教室
一、毎月第一第三火曜十時から
二、講師 岡田信代先生
三、月謝材料費ともに千円くらい
- 手芸教室
一、毎週 木曜十時から十六時
二、講師 佐奈木郁代先生
三、月謝 千円(材料費は別)

以上いづれも六月十日から開講
します。大いに利用してください

岡垣中央公民館 書道教室開設

町公民館活動による書道教室を
左記により開設いたします。
六月から岡垣町中央公民館にて
毎週火曜日(月四回)、午後四時
半から七時半まで。

(幼児) 中学、四時半~六時。
(高校) 成人、五時半~七時半

料金は幼児~中学生七百円、高
校生~成人八百円、ともに手本代
実習費を含みます。

指導内容は、美しく美しい文字
教育を主として

(幼児) 高校~毛筆、硬筆、
(成人) 毛筆科、ペン科に実用書
式併用指導、そして毎月消書用品
により昇段級の認定を実施。

六月の第一火曜日は説明会です
ので入会希望者は五時までお集ま
り下さい。

指導者は網脇敏朗先生

バレーボール 大会要領

七月十五日区対抗のバレーボ
ール大会を実施します。雨天の場合
は七月二十二日、全区参加して、
体力づくり、又その雰囲気づくり
連帯感づくりに役立ててください
要領は、三十才以上の部と三十
才未満の部に分けますが、一区か
ら何チーム出場してもよい。

いずれも、男子五名以下、女子
四名以上でチーム編成をする。少
区でチーム編成のできないところ
は、隣接の区と混成チームをつく
ってもよい。

試合は岡中の運動場等では
が、試合当日一日だけ運動するの
は、危険でもあるし、余り意味が
ないので、各区ともしっかり練習
会をしてください。

道具は公民館で貸出します。

公民館

城山・金山登山

体力づくりと、気分転換には最
高の登山に参加ください。

日時 六月十日 九時三十分海

老津バス停集合。

持参品 弁当、水筒、パス貨

文化財の説明もします。午後四時

三十分高倉で解散の予定です。

公民館

壮年体力テスト

三十才以上の方の体力を客観的
にしらべ、それに対応できる体力
づくりの方法をみつけるため、壮
年体力テストをします。大勢参加
ください。

一、日時 七月四日午前九時(雨

天順延)

二、場前 岡垣町中央公民館

三、対象者 三十才以上の男女

※ 午前中ですむ予定です。

※ 運動できる服装で、特に運動
場を急ぎ足で歩くので、ズック

公民館



妙見宮

原の安部金十郎、花田福之
助、市津一夫、古部三之、区
長の市津雄雄各氏に寄っても
らい、原の歴史をきく。また
七六才の安部金十郎氏に、今
は竹などが立ちこみ通れない
旧参道を杖をつきながら、山
妙見を案内してもらおう。

大宰管内志に「原村の内に山妙
見、浜妙見とて兩社あり。山妙見
は村の上にして北東に向へり。浜
妙見は波津の妙見とて丑寅に向へ
り。この社には山伏仕へたり。胎

蔵院という。」と記している。
遺賢郡誌には、大原神社とし
て、「原区の北二町大松にあり、
従前は波津の産神なり。祭神は国
常立尊、相殿須佐之男尊、市津島
姫命。本社は元波津神社と唱へし
を明治五年十一月三日大原神社の
祭神武甕槌命、経津主命を(一説
には伊弉册尊、菊理媛命)合祀し
て大原神社と称したり。」とあ
る。

前記のごとく、原の妙見宮には

× × ×



妙見宮

「山妙見」と「浜妙見」とあり、
普通「妙見様」といっているのは
波津海岸にある大原神社をさして
いる。またその鳥居には「妙見宮
」と額が上っている。

浜 妙 見

この原妙見にある妙見宮の創建
は何時か分らないが、この地を支配
した黒田長政が、その居城(福
岡城)の鬼門封じとして建てたと
いう。

それで浜妙見の鳥居には「原長
十七年十一月十一日黒田長政建立
」と刻んである。(今建てている
鳥居は建てかえられたもので、建
立當時の鳥居は砂岩で出来てお
り、今社の境内においてある。)

鬼門

五行説による北東一良(うし
とら)の方向をいう。建築の際に
の方向を忌むのは今も昔も同じ。
鬼門に水屋、便所、湯殿、井戸な
どを設けることを避ける。

鬼門除けの方法にはいろいろあ
るが、エンジュ、ナシの木などを
植えるが、屋根より高い大木はい
けないという。

鬼門の正反対の方向を坤(ひつ
じさる)——南西方を鬼門、あ
るいは病門、死門といって、鬼門
と同様に忌む。漢書には鬼門は方
鬼の出入する所とある。日本では
鎌倉時代以前からこの風習があ
り、比叡山は京都の鬼門にあたる
ので、これが鎮座のため開かれた

と伝えられ、江戸幕府もこれにならって、その鬼門に東叡山を設けたといわれている。

祭り

遠賀郡誌には妙見様の祭日は九月二十一日と書いてあるが、九月二十三日に大祭りのお座があつていた。米一升もって参ると、その余った米を売って酒を冗い、十二杯の木盃(盃ではないが一合位入る)で飲み放題に飲ませた。九月はまだ晩秋蚤がいて忙しいので、十月二十三日に変わっている。

いちょうの大木

浜妙見のお宮の前にいちょうの大木がある。前説慶長十七年に浜妙見が建てられ、その時植えられたものなら三百七十年くらい経っている。

潮風をまともうけて上には余り伸びていないが、下は大木であり



いちょうの大木

る。但し男木で実はならないが、乳のようなこぶが沢山さがっている。

宝篋印塔(ほうきょういんと)

「宝篋印陀羅尼經」をおさめる四角形の塔。中国、呉越王の銭弘假が金銅でこの塔をつくつたので有名。四角の石を基壇に、基礎、塔身、笠、相輪と順に積み重ねてつくる。

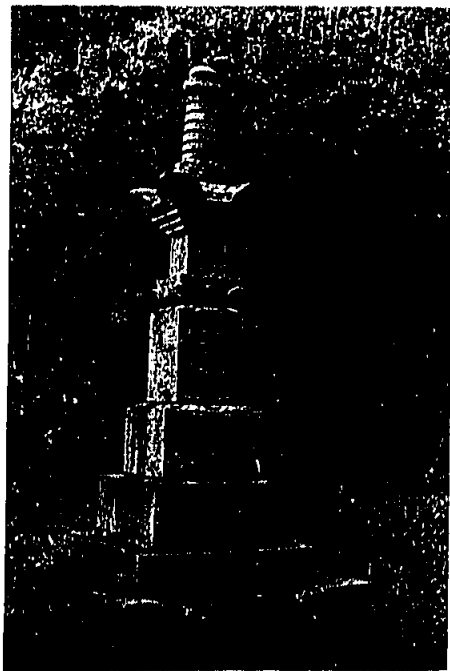
ふつうは塔身の四面に四仏の種子(しりじ)を彫る。

のちには陀羅尼の有無にかかわらず、これと同じ様式のものすべて宝篋印塔とよぶようになった。

記録によると平安時代には木造のものもあつたというが現存せず、石造のものは鎌倉以後にあらわれ、現存最古のものは、弘安一〇年(一二八七)の銘のある高野山の宝篋印塔である。

浜妙見には慶応三年十一月に建

宝篋印塔



てられた宝篋印塔がある。

山妙見

原の上、成田山の林道の下の中の山、山妙見の遺跡がある。

水源山という字にあり、一年中清冽な谷川が横を流れ、それを渡る

と今でも立派な石垣が残っている。そこにさざると病気になるといわれ、少しも荒されてはいない。

昔の原の氏神様の妙見様はここに鎮座しておられた。

桜の馬場

昔は山妙見の東側や上の方一帯に桜が植えられており、その一帯を土地の人は、桜の馬場といっている。この桜は小高い所にあるので、水巻や遠賀川からもながめられ大変見事だつた。

又祭典の夜は高はり提灯をともし、御神事があつていたが、これも川筋から拜まれたという。

又この祭の日は花火がうち上げられていた。

昭和四十五年にこの山妙見の上五十米の前に砂防ダムがつくられている。

山伏

大宰管内志に「この社には山伏住へたり。胎藏院という。」と載っているが、胎藏院の子孫は原妙見におられた清原氏で、先年亡くなられた清原為夫氏は十八代とい

い、清原家の墓は松山の中に沢山あつたが、山伏は墓を作つてはいけないということで男の墓はなく、女の墓も砂の上に石をおいた程度の簡単な墓で、今は集めてまつられている。清原家の屋敷は今

の臨海荘の所にあつたと。山伏とは、山臥とも書き、修験者ともい、山野に伏して修行し、験力を得たことから、山伏または修験といわれた。山伏は、頭

巾をかぶり、鈴掛をまとい、法螺を吹き、笠を背負っている。

山伏は奈良時代の卓越した山林修行者である役小角(えんのおづぬ)を伝説上の開祖とし、平安末期までに全国各地の主な山岳ごとに集団ができた。

なかでも出羽三山、立山、白山、戸隠、石鐘山、英彦山、宝満山などが有名である。

これらの山伏はのちに天台宗の本山派と真言宗の当山派にまとめられ、本山派は聖護院、当山派は醍醐の三寶院が統轄した。

山伏は山岳修業の結果、仏としての力——験力を獲得したといつて加持、祈祷、悪きもの落しなどの呪術宗教的活動をし、庶民の宗教生活に大きな影響を与えてきた。

本地垂迹(ほんぢすいじやく)

仏や菩薩が人々を利益し、救済するために、神の姿となつて現われたものであると考え、仏、菩薩を本地(仏菩薩が人々を救うため仮りに神として現れた垂迹神)に対し、その根本の仏菩薩の身をいう。(諸神を垂迹とし、両者は不二一体と説く。

仏教が日本に伝来した最初、仏教は神祇信仰と衝突したが、その後しだいに調和、習合の傾向をたどり、奈良時代には神が仏法を擁護するとか、神は仏に近づくと喜ぶとかいう思想が現われ、具

体的には神社に付属する寺、すなはち神宮寺が建てられ、神に仏經を奉ることもおこなわれた。

平安時代の初めには寺の境内に神社を建てて鎮守社とし、神前で読經し、また神に菩薩を奉ることもおこなわれ、中期には本地垂迹思想が成立し、神に権現という称号を与えるようになった。

権現とは本地の仏・菩薩が権(かり)に垂迹の化身を現わすという意味である。

またこのころから本地垂迹説は天台宗や真言宗の教義に裏付けられ、山王一実神道や兩部神道などが成立した。こうして平安末期から鎌倉時代になると、日本の諸神におのおのその本地の仏・菩薩を配するようになった。たとえば、八幡神の本地は弥陀三尊、天照大神の本地は大日如来または観音、加茂明神は正観音、祇園明神は葉師といったぐあいである。諸神を権現または明神と称した。

南北朝時代になると迹高木下の説が生れ、神を本とし、仏を末となすべきだと主張し、この思想は卜部神道によって鼓吹された。

さらに江戸時代になると、国学者によって惟神(かんながら)の道に帰ろうとする復古思想運動が展開され、ついに明治維新には、神仏分離、廃仏毀釈(はいぶつき)しやくー仏教廃止運動のことで、おもに、明治維新における神仏分離の政策を指す。その運動が

激化し、各地で仏像、經卷、仏具の焼却や寺院の廃合が行われるようになった。(がおこなわれ、長い間日本の宗教思想を支配していた本地垂迹説は消失するにいたった。

岡垣の高倉神社にも、今の高峯館のところに神宮寺があって、その坊さんが高倉神社の守りをしていた。

妙見様

妙見様は命の神様、運の神様、いくさの神様といい、大東亜戦争の時でも、出征する人は、妙見様の土を握って戦場に持って行ったというし、「ひどい病氣でも、一ぺんは助けてやられる」と、戦時中のお祭りは非常に盛大だったと。

長畑

議会だより

第二回臨時会は五月十二日招集会期は五月三十一日まで二十日間で決定、次の議案が審議され原案可決となる。但し五月二十五日で議案の審議が全部終了したので会期十四日間で閉会される。

議会の構成が変更されました。

議長 川原清彦
副議長 石田博愛

議席

1 番石田博愛 2 番細川光利

3 番村上武 4 番花田満

5 番平井政秀 6 番野田武

7 番田原利晴 8 番刀根又次

9 番石田柳男 10 番小早川亨

11 番石田肇 12 番勢屋康一

13 番太田晃 14 番木原善雄

15 番宗岡輝雄 16 番木原善次

17 番広渡孝之 18 番川原清彦

常任委員会

委員長 平井政秀

副委員長 太田晃

委員 細川光利

委員 田原利晴

委員 宗岡輝雄

委員 広渡孝之

厚生経済委員会

委員長 木原善雄

副委員長 石田肇

委員 石田博愛

委員 村上武

委員 木原善次

委員 川原清彦

土木委員会

委員長 小早川亨

副委員長 刀根又次

委員 花田満

委員 野田武

委員 石田柳雄

委員 勢屋康一

都市計画特別委員会の設置

木原善雄 木原善次

花田満 石田柳男

田原利晴 太田晃

議案第三十九号

基地対策特別委員会の設置

川原清彦 村上武

野田武 勢屋康一

宗岡輝雄 広渡孝之

議案第四十号

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

委員 広渡 勇 補充員 田司 栄

委員 花田三三 松井俊助

委員 広渡喜多留 池本定雄

委員 石田延寿 細手豊太郎

議案第四十一号

助役の選任

海老津一三九三 木原栄一

明治36年6月1日生

議案第四十二号

岡垣町課設置条例の一部を改正する条例

岡垣町課設置条例の一部を改正する条例

基地対策室の設置

(基地問題処理のため)

議案第四十三号

岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例

現在一三三人を二四四人に改正

議案第四十四号

町営住宅譲渡について

町営住宅白谷団地二十八戸を入居者に譲渡するもの

議案第四十五号

昭和四十八年度岡垣町一般会計予算

歳入歳出予算の総額は十一億六

百三萬七千円と定める

議案第四十六号

岡垣町職員の勤務時間及び休日

休暇等に関する条例の一部を改正

する条例

国民の祝日に関する法律の改正により日曜祭日のくりぎげ

一部事務組合の議会議員がかわりました

中間市外遺野那四ヶ町環境衛生施設組合議会議員の互選 (し尿)

組合議員 木原善雄

組合議員 村上武

青屋町ほか三ヶ町環境衛生施設組合議会議員の互選 (塵芥)

組合議員 石田肇

組合議員 木原善次

遺野那岡垣町ほか三ヶ町伝染病院組合議会議員の互選 (伝病)

組合議員 川原清彦

組合議員 刀根又次

中間市遺野那老人福祉施設組合議会議員の互選 (養老院)

組合議員 石田博愛

福岡県遺野那青屋町ほか二ヶ町競艇施行組合議会議員の選挙 (競艇)

組合議員 川原清彦

組合議員 石田博愛

遺野那消防組合議会議員の互選 (消防)

組合議員 小早川亨

組合議員 宗岡輝雄

遺野那遺野那ほか四ヶ町火葬場組合議会議員の互選 (火葬場)

組合議員 野田武

組合議員 田原利晴